

# 下水道（污水管）整備工事の流れ

下水道（污水管）整備工事とは、各家庭などから出る汚水（台所、ふろ、トイレの排水など）を処理場（境川浄化センター）まで流す管を整備する工事です。工事の方法は、道路を掘削して管を整備する開削工法と、道路を掘削せずに地中に管を整備する推進工法があります。

☆ 下水道（污水管）工事の流れ  : 住民の皆様にしていただくこと  
 : 本管施工業者が実施すること

1  
力  
年  
目  
〔  
本  
管  
工  
事  
・  
市  
施  
工  
〕

## 下水道整備の案内が届く

- ・刈谷市から当年度に下水道整備を行う地区の土地所有者に、**工事のご案内**と合わせて**工事の説明会の開催**または、**戸別訪問による説明の実施**に関するお知らせを郵送いたします。

## 工事の説明会の開催、または戸別訪問による説明の実施

- ・説明内容：**下水道工事**、**取付管設置要望書**、**受益者負担金**等について説明を行います。

## 工事の回覧板がまわる

- ・工事内容（本管施工業者・交通規制・工事時間・箇所等）に関するお知らせが回覧板により回ってきます。刈谷市ホームページでも確認することができます。

## 排水設備業者へ相談

取付管設置位置を決めてください。

Q：専門的なことで接続ますをどこに取り付けたいか分からない。どうしたらいい？



A：刈谷市排水設備工事指定工事店にご相談ください。

宅内工事は個人の費用で行っていただくこととなりますので、見積りなどを兼ねていただいても結構です。

何店か見積りを取るなどしてご検討ください。

また、宅内工事は刈谷市排水設備工事指定工事店以外では施工できません。

## 取付管設置要望書の配布

- ・下水道本管施工業者が各ご家庭にお伺いし、「取付管設置要望書」を配布します。また、記入していただいた要望書は後ほど、同じ本管施工業者が回収しに伺います。

## 取付管設置要望書の記入

- ・本管施工業者がお持ちした「取付管設置要望書」に、必要事項の記入をお願いします。

### ※取付管と取付管設置要望書について

- ・取付管とは道路に整備する下水道本管と各家庭の接続ますをつなぐ管です。
- ・接続ますは宅内の排水の構造により各家庭で位置が異なりますので、「取付管設置要望書」に**位置・深さ**の記入をお願いします。
- ・要望書を工事前に記入していただくことにより、下水道本管の整備に併せて取付管も設置することができ、より効率的に下水道工事を進めることとなります。



2  
週  
間  
程  
度

## 取付管設置要望書を渡す

- ・本管施工業者の担当者が、取付管設置要望書を回収するために各お宅を再度訪問した際にお渡しください。

## 下水道本管工事の開始

- ・工事中は通行止め、片側交互通行など道路を規制して行います。
- ・作業時間は午前9時～午後5時で行います。(やむを得ず変更する場合があります。)



## 下水道本管工事の完了

- ・まず、下水道本管を道路に整備し、仮の舗装（仮復旧）を行います。その後、しばらく期間をおいて、舗装の本復旧を行います。

## 供用開始を知らせる市民だよりが届く

- ・本管工事を行った翌年度の4月1日より下水道の供用が開始され、市民だより（4月1日号）により新たに下水道へ接続できるようになった区域を確認することができます。

## 宅内工事を行う

- ・刈谷市排水設備工事指定工事店に、直接依頼し施工します。できるだけ速やかに接続をお願いします。
- ・宅内工事の申請等手続きは指定工事店で代行できます。
- ・供用開始より3年以内に接続していただくと接続ますの設置に補助が出ます。

## 下水道の使用開始

- ・使用料の支払いが始まります。（水道料金と合わせて、下水道料金の支払いが始まります。）

## 受益者負担金の申告書が届く

- ・新たに下水道へ接続できるようになった**土地の所有者**に**受益者申告書**、**申告受付に関するご案内**、**受益者負担金の計算方法**を郵送します。

## 受益者負担金を確定するための申告

- ・受益者負担金を納付する人を決めるために、受益者申告書を提出してください。
- ・申告書は同封の返信用封筒で郵送してください。

## 受益者負担金の支払い

- ・受益者申告書に基づき**納付書**を郵送します。
- ・納付書は、一括納付用と分割納付用の両方をお送りします。ご都合に合わせた納付方法をお選びください。

